

消費統計研究会の開催について

平成 25 年 4 月 18 日
最終改正 平成 30 年 7 月 25 日
総務省統計局統計調査部
消 費 統 計 課

1 目的

統計局が実施している消費統計に関連する統計調査の調査内容、調査方法、集計事項等の改善・充実に資するとともに、当該統計の在り方について検討することを目的として、「消費統計研究会」を開催する。

2 検討課題

- (1) 調査内容、調査方法等について
- (2) 消費統計に関連する統計の在り方について
- (3) その他

3 構成員及び運営

- (1) 本研究会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 必要に応じ、審議協力者として、総務省統計局統計調査部消費統計課長が指名する構成員以外の者の参加を求めることができる。
- (3) 必要に応じ、特別研究協力員として、本研究会における検討課題に関し、調査研究を要する事項が生じた場合に、当該検討課題の解決を支援するため、総務省統計局統計調査部消費統計課長が指名する構成員及び審議協力者以外の者の協力を求めることができる。

4 分科会

本研究会は必要に応じ分科会を開催することができる。

5 開催

年に数回開催する。

6 運営

本研究会の庶務は、総務省統計局統計調査部消費統計課において処理する。

